

いわき市立渡辺小学校いじめ防止基本方針

平成25年12月1日策定

令和2年1月一部改正

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」です。そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。（平成25年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種関係機関や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組み

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを指導する。

【教師が取り組むべきこと】

- (1) いじめの早期発見・対応に努める。
 - ・ 学期に1回の教育相談（アンケート及び面談）の実施とその分析
 - ・ Q-Uテスト実施（4年生対象）とその分析
 - ・ 日常の子どもの丁寧な見取り、鋭い観察

- ・ 月連続3日以上欠席児童の把握及び家庭訪問の実施と報告
 - ・ 細やかな情報交換（まじめな雑談）
 - ・ 児童に関する情報・・・生徒指導主事が窓口となり集約し、教頭・校長にすみやかに報告
 - ・ 気になる事案がある場合の対応・・・学校事故防止対策委員会
 - ・ 必要な情報の全職員での共有と対応・・・生徒指導委員会
- (2) 教育相談等で把握した気がかりな児童については、引き続き注意深く観察し、個別に教育相談等を行い対応をしていく。
- ・ 校長以下全ての教員での対応と協議、的確な役割分担
 - ・ 綿密な情報収集と事実確認
 - ・ いじめられている児童の身の安全の確保、いじめている側の児童に対しての毅然とした態度での指導
 - ・ 傍観者の立場にいる児童たちへの指導
 - ・ 各種関係機関や専門家との協力
 - ・ いじめられている児童への細やかな心のケア・・・S C、養護教諭との連携
- (3) 軽微な問題行動についても、将来的にいじめに発展する可能性があるという認識の下、個別指導及び学級等で全体指導を行う。
- (4) 人権教育を柱とした教育活動を確実に行う。

<温かい人間関係の醸成をめざして>

- ◇ 道徳科の時間を要としながら、全教育活動を通して、「生命・人権の尊重」を重視した指導を行う。
- ◇ 居心地のよい教室づくりをめざし、自他を認める人間関係を築く。
- ◇ 登校班・たてわり班や異年齢交流活動を推進し、子ども同士のつながりを広める。
- ◇ あいさつや丁寧な言葉遣いを重視し、教師と子ども、子どもどうしのつながりを深める。
 - ・ 明るいあいさつ
 - ・ 敬語使用の推進
 - ・ 「くん、さん」の励行
- ◇ 家族や友だち、他者、自然や動植物などにかかわる場面を意図的に設定する。
- ◇ 相手の話を目と心と耳で聞く指導を徹底する。
 - ・ 「本気で聞く」「心で聞く」
 - ・ 教師自らが子どもの言葉に耳を傾ける姿勢
 - ・ 話を最後までじっと聞く経験の積み重ね
 - ・ 教室全体が一人一人の話を大切に受容している雰囲気作り
- ◇ 諸調査やアンケートの活用により児童理解を図る。

<思いやりの心の育成をめざして>

- ◇ 道徳科の授業における適切な評価のあり方を研究し、道徳的な判断、心情、実践意欲と態度を育む教育活動を展開する。
 - ・ 子どもの発表内容の吟味
 - ・ 全校の場や学級、道徳の授業での再度の取り上げ
 - ・ 道徳性育成に資する体験活動の推進

- ◇ 他者を思いやり、認める授業の雰囲気づくりを行う。
 - ・ 「みんなのために」行動をしていた児童の積極的な紹介
- ◇ 友達の話や行動を真剣に聞く・見る指導を徹底する。
- ◇ 互いを認め合う大切さを学ばせる。
- ◇ 家庭・地域との連携を図り、子どものよさを見つけ、伝える。
 - ・ 学校だより・学級通信・学級懇談会等
- ◇ 自他の命を大切にす授業の工夫を図る。
 - ・ 自尊感情の育成
 - ・ 性に関する指導の充実
 - ・ 家庭への啓蒙

<本気で生活する態度の育成をめざして>

- ◇ 授業では、一人一人が主役の雰囲気や場をつくり、つまずきや失敗を恐れないうで学習できるようにする。
 - ・ 生徒指導的機能を生かした授業の展開
- ◇ 学校や学級への所属感を深める指導を行い、一人一人の自己有用感を育てる。
 - ・ 賞賛、励ましの工夫
- ◇ 学習相談を密に行い、一人一人の悩みを解決できるようにする。
 - ・ 一斉形態でのオリエンテーション
 - ・ 相談期間及び場所の設定
- ◇ あらゆる活動を通して、社会性及びコミュニケーション力の育成に努め、主体的に責任感を持って活動をやり抜こうとする力を育てる。
 - ・ 異年齢交流、縦割り班活動の充実
 - ・ 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
 - ・ 児童が主体的に取り組める学習活動や家庭学習の工夫
 - ・ 自己責任、自己決定の場の設定

<学習集団の質的向上をめざして>

- ◇ 相手を見て黙って聞く・はっきり話すことの指導を全教育活動を通して徹底する。
- ◇ 学び合うよさを感得させる。
- ◇ 一人ひとりのよさを認め、失敗を許す雰囲気づくりを行う。

<一人一人の自律をめざして>

- ◇ 「学校のきまり」を公共のマナーの指針として、約束を守って生活することを指導する。
- ◇ 一人一人の役割や分担を明確にし、係や委員会活動に積極的に取り組ませ、自主性を育てる。
- ◇ 道徳科の時間を要としながら、全教育活動を通して、「善悪の判断」を重視した指導を行う。
 - ・ 自己を振り返る場の設定
 - ・ 内面を見つめる指導

【児童が取り組むべきこと（教師の指導の下）】

- (1) 帰りの会等で一日を振り返る。

- ・ 反省を出し合い、自分の生活の改善や学級・学校集団の向上のための手立てとする。
 - ・ 学校生活の中の良い点や問題点を見つける目を養う。
- (2) 月末に学級での反省及び話し合い活動を行う。
- ・ 月のめあての反省等とともに、具体的な反省を行う。
 - ・ 子どもたちで問題点を出し、解決のための手立てを考えていく。
- (3) 友達の名前を「くん、さん」で呼び合うことを推進し、お互いを尊重しあう環境づくりをする。

【家庭に協力を求めること】

- (1) 様々な場面で啓発を行い、理解を求める。(PTA等の会合、懇談会、家庭訪問、個別懇談、学校便り、学級便り、連絡帳、HP等)
- ・ 自分の子どもに関心をもち、子どもの寂しさやストレスに気付く。
 - ・ 「だめなことはだめ」「ほめるときにはほめる」親になる。
 - ・ 規則正しい生活習慣の徹底を行う。
 - ・ 善悪の判断やルール、マナーの徹底を行う。
- (2) いじめの解決には家庭の協力が不可欠であることを伝え、理解を求める。
- ・ 家庭での子どもの様子に気がかりなことがあれば、すぐに報告を願う。
 - ・ いじめに発展しそうな事案があった場合は、双方の家庭に連絡する。
 - ・ 家庭でも子どもから丁寧に話を聞き、家庭においても学校と協力して指導を願う。

3 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 「生徒指導委員会」

- ・ 定期的に全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

② 「学校事故防止対策委員会」

- ・ いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、当該学級担任によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて速やかに委員会を開催する。

③ 「臨時生徒指導委員会」

- ・ 全職員によるいじめ防止に関する共通理解を図る場として、必要に応じて開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。

また、緊急を要する問題行動が発生したときにも、緊急生徒指導委員会を開催する。緊急生徒指導委員会参加メンバーは原則以下の通りとする。

→校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、PTA会長、小名浜東警察署生活安全課